

大分県報

令和四年
九月三十日
号外（六六）

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………1
確認事務の委託の手続等に関する細則の一部改正……………1

公安委員会告示

乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する旨に関する告示の一部改正……………1
警察本部訓令

大分県警察の臨時的任用職員に関する訓令の一部改正……………1

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第8号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部の第74条の3第6項の項の次に次のように加える。

第74条の3第8項 自動車の使用者に対する是正措置命令

附 則

この規則は、令和四年10月1日から施行する。

確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第9号

確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手続等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の記載要領に記載要領1とし、同様式の記載要領に次のように加える。

2 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第4号様式中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

第6号様式中「第3条」の次に「第5条」を加える。

第7号様式（表）の記載要領に次のように加える。

3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第7号様式（裏）中「第51条の13第1項第2号」を「第51条の13第1項第2号イからハまで」に、「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

第9号様式中「証明書再交付年月日」を「再交付年月日」に、

「証明書」を「証明書」に改

「手数料欄」

め、

を削る。第10号様式中「第11条」の次に「第13条」を加え、同様式の記載要領中3を4とし、2

の次に次のように加える。

3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第12号様式中「第14条」の次に「第15条」を加え、「記載事項」を「記載要領」に、

「2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

「2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。」に改める。

3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第13号様式中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

第14号様式及び第15号様式中「第16条」の次に「第17条」を加え、これらの様式の記載要領中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第99号

乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意に関する告示（令和4年大分県公安委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

大分県公安委員長 岩 本 光 生

別表に次のように加える。

38	十文字（九重町方面行）	玖珠郡玖珠町大字帆足	令和4年9月7日
----	-------------	------------	----------

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第16号

警察本部

警察学校 警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令等の一部を次のように改正する。
令和4年9月30日
大分県警察本部長 松 田 哲 也

（大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正）

第1条 大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「リ」を「リ」その他の法令の」に改める。

別表第1の10の項中「8週間を」を「1年を」に改める。

第3号様式中「地方公務員等共済組合法」を「法令」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成20年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1月」を「日の1月（当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例

第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、2週間）」に改

め、同条第2項中「再度の」を削り、「延長を」を「再度の延長を」に改める。

第5条第2項中「再度の」を削り、「延長を」を「再度の延長を」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

育児休業承認 (期間延長) 請求書

年 月 日

警務部警務課長 殿

(請求者)

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり育児休業の承認 (期間延長) を請求します。

請求内容 〔該当する□に√印を記入すること〕	<input type="checkbox"/> 1 育児休業の承認 (後記2及び3に掲げる育児休業の承認を除く。)
	<input type="checkbox"/> 2 子の出生の日から57日までの期間内にする育児休業の承認
<input type="checkbox"/> 3 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認	
<input type="checkbox"/> 4 育児休業の期間の延長	
<input type="checkbox"/> 5 育児休業の期間の再度の延長	
(特別の事情記入欄)	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に承認された 育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
請求に係る子	氏 名
	生年月日 年 月 日生
延長・請求予定	(請求期間の延長の予定又は2回目以降の請求の予定がある場合) 年 月 日から 年 月 日まで
備考	

- (注) ① 育児休業の承認を請求する場合は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか) を添付すること (写し可)。
- ② 子の出生前に請求する場合における請求期間は、出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄への記入及び前記①に規定する証明書類の添付は、出産後、速やかに行うこと。
- ③ 「備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合 (当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員 (当該期間内に産後休暇 (職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第12条第2項に掲げる場合) における休暇をいう。)) により勤務しなかつた職員を除く。)) が当該請求に係る子について育児休業をする場合を除く。)) においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が産子の場合においては産子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ④ 同一の子に係る3回目以後の育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) の承認を請求する場合は育児休業の期間の再度の延長を請求する場合には、「請求内容」欄の「(特別の事情記入欄)」に当該請求をするに至った特別の事情を具体的に記入すること。

(大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正)

第3条 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程 (令和2

年大分県警察本部訓令第26号) の一部を次のように改正する。

第28条 第1項中「第2条第1項」を「同規程第2条第1項」に、「第2条第2項」を「「育児休業を始めようとする日の1月 (当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、2週間) 前」とあるのは「所属長が定める期日」と、同規程第2条第2項」に、「第4条の2第1項」を「同規程第4条の2第1項」に改め、同条第3項中「第2条の3第3号ロ」を「第2条の3第3号ハ」に、「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第31条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。

別表第1の10の項中「8週間」を「1年」に改める。

第15号様式を次のように改める。

令和四年九月三十日

大分県報号外 (警察本部訓令)

第15号様式（第28条関係）

会計年度任用職員育児休業承認（期間延長）請求書 年 月 日

大分県警察本部長 殿

（請求者）
所 属
氏 名

下記のとおり育児休業の承認（期間延長）を請求します。

請求内容 該当する□にV印 を記入すること	<input type="checkbox"/> 1 育児休業の承認（後記2及び3に掲げる育児休業の承認を除く。）
	<input type="checkbox"/> 2 子の出生の日から57日までの期間内にする育児休業の承認
	<input type="checkbox"/> 3 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認
	<input type="checkbox"/> 4 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 5 育児休業の期間の再度の延長
（特別の事情記入欄）	

請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に承認された 育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
請求に係る子	氏 名 生年月日 年 月 日 続柄 年 月 日生
延長・請求予定	（請求期間の延長の予定又は2回目以降の請求の予定がある場合） 年 月 日から 年 月 日まで
請求に係る子の 1歳6か月到達 日以後における 勤務の希望	<input type="checkbox"/> 請求に係る子の1歳6か月到達日以後においても、引き続き勤務 を希望する。
備 考	

(注1) 育児休業の承認を請求する場合は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写し可）。

(注2) 子の出生前に請求する場合における請求期間は、出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄への記入及び注1に規定する証明書類の添付は、出産後、速やかに行うこと。

(注3) 育児休業承認（期間延長）の請求は、一の請求につき任期の末日を限度とする。任期の満了後も引き続き任用されることに伴い、再度の育児休業をしようとする場合にあつては、改めて請求すること。

(注4) 同一の子に係る3回目以後の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）の承認を請求する場合、育児休業の期間の再度の延長を請求する場合は1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認を請求する場合は、「請求内容」欄の「（特別の事情記入欄）」に当該請求をするに至った特別の事情を具体的に記入すること。

(注5) 「請求に係る子の1歳6か月到達日以後における勤務の希望」欄中「1歳6か月到達日」とあるのは、子の出生の日から57日までの期間内に育児休業をする場合にあつては「子の出生の日から57日間」と6月を経過する日」と、子の1歳6か月から2歳までの間に育児休業をする場合にあつては「子の2歳到達日」とする。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。